

会長 それでは、第2回補助金適正化審査会を始めさせていただきます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、お手元に次第が用意されていると思いますが、次第に即して進めてまいりたいと思います。

最初に、第1回、前回の審査会の議事録の確認を行いたいと思いますが、この件に関しまして、事務局の方からよろしくをお願いします。

その前に、配付資料のご説明をお願いします。

財政課長 席上配布資料説明。

私からは、以上でございます。

会長 それでは、次第の2の方に入らせていただきますが、議事録については、この場でざっとご確認いただいて、ご了解をいただいた上で確定、それでホームページ等に公表されていくということになります。今すぐにこの場でご確認いただくということになるんですが、何かございますでしょうか。

ざっと見ていただいても何かあれば、きょう終わりまでにご意見いただければと思いますが、基本的にはこういう形で確定はさせていただく。財政課長からもお話があったように、次回以降は事前に送付していただきまして、より詳細な中身の議事録となると思いますので、事前に確認していただいた上で、この会議の場で確定するということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、3番目の議事の方に入っていきたいと思いますが、最初に、その審査の進め方ということですが、きょうは個人に対する補助金ということで、資料2にもありますように、27の補助金がございます。事前に皆様のもとにも個別の審査表がお送りされていて、ご検討、内容の確認をしていただけたと思うんですが、個人に対する補助金も非常にいろいろな種類がございます。どのようなやり方で進めていくかというのもあると思うんですが、比較的、個々ばらばらといいますが、幾つか類似の補助金もございますけれども、基本的には個々それぞれの内容のものがございますので、一つ一つの補助金について、皆様この審査表を見て、いろいろなご意見やご質問等がございますでしょうからいただきまして、事務局で担当の職員の方も来ていらっしゃるということなので、ご質問にお答えいただくという形になるかと思えますが、そのような進め方をさせていただくということによろしいでしょうか。

(了承)

会長 それでは、早速ですが、補助金の審査表でいきますと、ナンバリングしてありまして番号が振ってありますが、個 - 1、個人に対する補助金の1ということで、震災時生活用水井戸整備補助金というものから始まりますが、一つずつご説明いただけますでしょうか。

財政課長 それでは、個 - 1の方から順に、審査表を説明させていただきます。担当の方からご説明申し上げます。

事務局 震災時生活用水井戸整備補助金について説明。

会長 ありがとうございます。

まず、それでは、この震災時生活用水井戸整備補助金に関して、ご質問はございますでしょうか。

委員 この1,127基というのが、既に登録されているということですか。

事務局 はい、そうでございます。

委員 この登録してある場合には、震災時、区民に対して井戸水を提供することと、それから、井戸を常に良好な状態で使用できるように維持管理というふうに要綱の方に記載されていますけれど、これは衛生面の問題とかというのは、どのような配慮を区の方としてはしているのでしょうか。

事務局 基本的にこの生活用水という形でございますので、基本的にはこちらの用途につきましては、トイレの水の流しであるとか、それから洗濯等に必要の用水という形でのものと考えていますので、飲料水に関しては、また別途保存という形のものがございまして、8万7,000トン強ぐらいの飲料水は確保してございます。

委員 あと、もう一点、これは区民に、どこに井戸水があるかというのは公表されているのでしょうか。

事務局 はい。この登録をされますと、基本的には掲示を出すという形のものになってございますので、外にございますので、大半、道を歩いていますと、これは震災用の井戸ですという形のもので明記はされているということになりますから。

委員 私、区民なんですけれど、余り見た記憶がないので。私が見ていないだけかもしれませんが、皆さんがどういう目的でどういう用途に使えるというのを何らかの形で広報していただければというふうに、私は個人的には思っています。

会長 補助金を出してやっていく以上、やはり区民の皆さんが利用できるように、そこまで考えていくということは必要なのかもしれませんが。

委員 私、 丁目に住んでおりますけれども、今、先生がおっしゃったように掲示を全然見たこともありませんし、それから、杉並区全体にわたって、やはり1カ所に集中するのではなくて、そういったところへ、例えば新しく設置することの促進であるとか、そういうことは行っておられないんですか。

事務局 これから、特に新規でご登録をいただくそういった部分、確かにこれからの課題でございます。今現在、地域別でいいますと、基本的には大半の地域で、登録の井戸というのはございますけれども、15年10月現在での状況でいいますと、例えば井草地域二丁目であるとか四丁目、こちらの地域に関してはまだ登録がございませんので、そういったところで、井戸の登録をぜひという形での勧誘の方法、こういったものも、これからやはりどうやっていくかという部分では、考えていかなければいけない点だと考えておりますので、そういったものも含めて、やはり整備に力を入れていきたいというところでございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 私も、以前は古井戸がありまして、一応、表に茶色の看板をかけたような気がするんですが、家を建て替えてから、そこを埋めてしまって残念だなと思っておりますが、やはり日ごろは水が干してしまうんですね。出なくなってしまうので。これは生活用水ですから、日ごろ使っていないとポンプが上がっちゃうんですね。そのための修理が来るんだろうと思うんですが。

ですから、庭に植木があれば水まきに使うとか、いろいろな用途はありますけれど、常に使えなければいけないことですので、日常的に修理をしないと、生活水の価値がないなという感じはいたします。

委員 そうでございますね。

委員 それで、何ですか、たくさんありますけれど、登録はしていないところがあるということをおっしゃっていますけれども、この手続がややもすると、何というんでしょうか、煩わしくなってしまうということで、登録しない例もあるのかなと思いますので、その実績なんかをよく把握していただけるようにすることが大切かなと、私は思っておりますけれども。これはもう、危機管理対策で、災害時には本当に生活水で重要なことはもう十分にわかっておりますので、これからはぜひ、そういう井戸水を利用できるように普及していかなくちゃいけないなと、痛切に感じています。

委員 新規のものが、もうほとんどないということなんですけれども、やはり区民の数

とこの登録数を比べると、一つ当たりには何人の人が使うのかというふうに考えると、非常に恐ろしい感じがするんですね。それで、例えば新規にふやすときに、集合住宅とかそういうところを集中的に勧誘するとか、個別でやっていくとちょっと難しいような気もするんですが、この場合は例えば登録者数というのは、どういう人たち、やはりほとんど個人なんでしょうか。

事務局 基本的には個人の方が中心でございます。

委員 個人の補助金だからということですね。

事務局 そうですね。あと区有施設では、各小中学校、こちらの方にはそれぞれ1基ずつございまして、あと25カ所ほどですか、ほかの区の施設についても、これはもう全く区の井戸という部分になりますけれども、個人以外にはそういったものも活用をしていく。小中学校については、震災救援所という形で区としては考えていますので、そこを中心とした周りの地域の方の井戸という部分での生活水の確保という形になっていくんではないかと思えますけれども。

委員 では、民間ということであれば、マンションとか集合住宅とか、そういうところに当たってみるということは特別にはないという感じなんですかね。

事務局 基本的には、新たに井戸を例えば掘削するとなると、相当の費用がやはりかかるんですね。

委員 そうですね。

事務局 今現在、これはちょっと古いデータなんでございますが、平成10年の保健所の調査によりますと、飲料用という形では1,100強、それから雑水用ということでは2,800強ほど、井戸自体の把握はできている、と。そういった形の中で、これからどう登録をしていただくかと。その辺のところを考えていって、あるところから登録という形がやはり望ましいのかなというふうには考えています。

会長 では、現在、一千幾つとか、生活水は1,127基、区内にあるけれども、そのうち登録しているのが55ということになるんですか。

事務局 いえ、全体で1,127基あるということです。

会長 それはもう、登録されているものですか。

事務局 今年度の運動という部分では、新たに例えば修理をしていただく方は、その55の中で、予算の範囲内で補助をしますと、そういう意味でございます。

委員 状態というのは区の方でチェックしているというわけではなくて、あくまでも補

助を受けている方が何か問題があったら区の方に伝えるという形というふうになるんですか。

事務局 基本的には、そういった形になっております。

委員 そうですか。

委員 実は、私のところで、井戸を掘ろうというふうな気持ちがかかなり強くなったんですけれども、単純計算で1メートルで1万円というような形で、30メートルぐらい掘れば多分出るだろうと。そのほか、いろんなことをやっても、せいぜい100万か150万ぐらいでできるのではないかと私は考えたんですが、先ほどおっしゃったように、もっと費用がかかるんですか。

事務局 はい。こちらの方は防災課からは、やはり新規でやりますと150万前後はかかるであろうというふうには言われております。

委員 そのぐらいかかる。ですから、先生がおっしゃったように、集合住宅なんかですと、組合その他があると思うんですね。ですから、そういう人たちが一部負担しながら区の方で幾らか補助するというふうな形で提案していけば、かなり多くのところで新規の井戸が掘れるんじゃないかと思えますね。やはり、数が幾ら多くても、それが1カ所に集中しちゃっているんじゃないかと思えますね。部分的には役に立っても、全体的には、特に集合住宅ですと、非常に危機感を持って住んでおられる方々皆さんが望まれておられると思いますので、150万か200万ぐらいであれば、例えば区の方から何十万は補助するというふうな形をやれば、皆さんがカンパし合って、それで井戸を掘るというようなことも可能じゃないかと思えますので、これは現在の議題とは離れてしまうかもしれませんが、そういうふうな感じで、多くの新規の掘削でも、あるいは設置をするというような方向でお考えいただければと思いますが。

会長 これは補助金の審査ということであれば、確かにずれるんですけど、その一方で、この生活用水の井戸を整備するということと言うと、既にあるものを修理するような形で整備するのが、今は優先させるべきなのか、それとも、新規にもつくらなければいけないのかというのは、政策判断としてまた別個あるとは思いますが。とりあえず、この補助金に関して言えば、既に掘削されているものについてということなんですが。

あと、もう一つ、やはり、補助金ですから額の問題で、経費の2分の1か、上限5万ということですが、実際は経費としては大体どれぐらいの水準のものが多いんでしょうか。

事務局 17年の4月は3件あり、すべて3件とも修理でございました。最高額が4万円です。

2分の1補助ということですので2万円。3件合計で、たしか4万5,000円の補助金という形で、今回1カ月分の支出ということで、起案が回ってございました。平均すると、安いものですと本当に1万円前後ぐらい。弁を、パッキンみたいなものを取りかえるというようなものから、ポンプの修理、そういったものになりますと若干経費はかさむかと思いますが、大体数万円単位での修理代というふうには、所管の方からは伺っております。

会長 何かございますでしょうか。

もし、特にないようでしたら、次の2番目の方に行かせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

(なし)

会長 それでは、2番目の貸与宿泊施設区民宿泊費補助金の方をよろしくお願いします。

事務局 貸与宿泊施設区民宿泊費補助金について説明。

会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましても、ご質問、ご意見あれば、お願いします。

委員 直営のときの区民が負担した金額と、民営化した後で補助金をもらって区民が最終的に負担する金額というのは、どういうふうに変ったんでしょうか。

事務局 今回3,000円、2,000円の補助金をすることによって、前とほぼ差が出ないようにという設定になっておりまして、現在、金額はいろいろ、時期ですとか場所によって値段の差がありますが、6,720円から、一番高いところで1万2,000円ちょっとになるんですけども、そこにこの補助金を出すことによって、民営化する前は5,000円程度から1万弱ということでしたから、補助金を出すことによって、前とほぼ同じ程度で利用ができるような設定にしております。

会長 これは、1人、年に1泊だけということでしょうか。それとも、施設一つ一つ別だとか。ちょっとよくわからなかったんですが、これは単に、1泊3,000円とか1泊2,000円ということですか……。

事務局 1泊につき3,000円ということで、複数回の利用も可能になっております。

会長 現実には、利用者というのは、どうなんでしょうか。区民に広く利用されているのか、それとも、比較的特定の方がリピーター的に活用されているのか。そこら辺のデータというのはございますでしょうか。

事務局 全体の利用者のうち6割強 区民以外の方も利用できますので、そのうち6割ぐらいの方が補助金を受けて利用してしまっていて、そのうち高齢者の方が55%ということで

すので高齢者の方が多いんですが、その方々がリピーターという形で何回かというのは、把握しておりません。

委員 私は、利用しておりますけれど、今おっしゃったように高齢者が多いですね。そういうグループで楽しみながら1泊なさるとか、また2泊3日も、あいているときは利用するようですね、実態を見ていますと、いい憩いの場所になっているんじゃないでしょうかね。

委員 今、6,200円というのとそれから1万2,000円というのがございましたけれども、これは保養所の場所によって違うんですか。

事務局 はい。富士学園が場所的に若干、施設のものもあるんですけども、6,720円が平日で一番安いものになっていまして、一番高いのは湯河原にあります杉菜で、年末年始の1万2,180円となっております。ただ、1人利用の場合などは加算金が別途ありますが。

委員 そうですか。わかりました。

委員 これ、4施設民営化された後に、経営状態というのはどういう状態になっているんでしょうか。

事務局 こちら、区との契約で、その事業者が黒字を出した場合につきましては、その半額ほどを管理監督費という名目で、区の方に歳入しております。このうち4施設のうち黒字になっているのは、湯河原にあります杉菜という施設のみで、そちらが15年度で1,600万ほど黒字がありまして、800万ほど区の方に歳入が入ってきております。16年度はこれから精算になりますので、まだ固まってははいないんですが、おおむねその程度は来るのではないかとのことになっています。その他の施設につきましては赤字なんですけれども、富士学園と弓ヶ浜につきましては損益分岐点に近づきつつあるという状況で、もう一つの吾妻のコニファーいわびつについては赤字になっております。

委員 そういうふうに経営状態が黒字のところもあるとなると、自己負担額は同じとしても、例えば将来的にそういう状態がもし続くようだったら、将来的には例えば補助額をこちらの方では 区のサイドですね、内部的には弾力化していくという可能性もあるんでしょうか。そこまではやらずに、一律で、もうやっちゃおうと。

事務局 ちょうどこの16年度末で3年間終わった段階で、協定の期限が1回切れまして総括をしまして、その中では引き続き、この補助金という形で黒字が出ているところについても半分歳入、監督費で入ってきますので、引き続き補助金で進めていくということで、補助金額を例えば黒字の施設だけ見直すとかという話は、今はまだ、そこまでは俎上に上

っておりません。

委員 ということは、赤字のところはどうなるんですか。

事務局 特に補てんはいたしておりません。この区民の方への補助金という形だけです。

委員 そうすると事業者が、その赤字を補てんしているというか、自分たちが負担していると。ということは、また続かない可能性もあるということですか。3年たって見直しのときに。

事務局 そうですね。今回の見直しでは、各社とも継続の意思を確認しておりますが、また3年後に、経営状態によっては、また動きがないとは言えないと思います。

会長 民営化というのは、施設の運営といいますか、それを民間に委託している。施設そのものは、まだ区の所有なんですか。

事務局 はい。区の普通財産として、貸し付けをしております。

会長 民営化という行革で、こういう改革をしたということも事情としてはありますけれども、一般論といいますか、区民が利用する有料の施設を考えていくときに、こういった、幅広く、どれだけ区民の方々、住民の方々が公平に利用できるかという問題が一つあると思うんですね。先ほどちょっとお聞きしましたが、比較的特定の対象の方々に集まるという場合に、補助金の出し方の問題ということが一つ問われてくる可能性があって、例えば年間何回までは補助金は出すけれども、何回以上はご負担いただくというようなことも、一般論としては考えられると思うんですね。

それから、こういう、区民の保養、健康の場ですから、区から補助金を出すといたしましても、所得制限なり、あるいは対象の制限ということは考えられるのかなど。例えば、今は一般の区民の方々に、特に制限を設けずに出しておりますけれども、例えばやはり、障害者の方とか、所得の低い方々になるべく、増額してでも出す。そのかわり、一般の区民の方々に対する補助、あるいは所得が高い方々に対しては、あえて本当に高額の所得の方々はなかなか利用されない可能性もありますけれども、少し補助金のあり方を見直すとか、あるいは障害者の介助の方々には、所得に関係なく出すとかというような運用の仕方があるかなと思うんですが、そういった点についてのご検討とかというのはどういう状況でしょうか。

事務局 現在のところは、まだ、そういった所得制限などについての検討には入っておりません。

会長 それは、ここの審査会の場でもどのような考え方がある、いろいろ今のよう

に、比較的一律に、ここでは高齢者、障害者は1泊3,000円ですけれど、それ以外の方は2,000円。特に回数については制限を設けないという形にしていますが、もっとメリハリをつけるような形で、その補助金を出していくという考え方もあろうかと思えますけれども、基本的には、かつてから施設としてはございますので、それを区民の方々に利用していただくということはあるとしても、少し運用の仕方を考え、入るということも考えられようかなと思えますが。議論として私は、皆さんが、区民の方々が特にどうご判断いただくか、ご意見もいただければと思うんですが。

委員 今、区民の方ということ、区民としてお話しさせていただくと、いろんな健康保険組合等でもこういう補助金を出すということが行われているかと思えますけれど、補助金の支給については年間何泊というような制限を設けているところが多いように見受けられますので、特定の方が補助金を使って遊んでいるというわけじゃないんでしょうけど、特定の人に集中するというのはどうかなという気持ちもありますので、その辺はやはり考えられる制限じゃないかなというふうには思っていますけれど。

会長 まず、ちょっとその点、データとかもきちんと今後整備していただくということも必要になってくるかなと。その上でご検討いただかなきゃいけない点もあろうかと思えますが。

委員 今、収入で差をつけるようなことをおっしゃったようですけれども、先生がおっしゃったように、ほとんどの方が高齢者なんですね。私、杉並の荻窪地区センターにおりまして、そこに囲碁クラブがありまして、そこでは毎年1回か2回、こういう施設を利用させていただいているわけです。私は一度も参加していないんですが。おっしゃるとおり、50代の方はゼロなんですね。およそ20人近くが参加している。みんな、もう、定年を過ぎて年金生活をされている方ばかりですから、その中から財産がある場合はだめだとか、それはとても私どもでは、これは区の方ではチェックはできませんから。ですから、先生がおっしゃるように、例えば一区民が年間2回以内とか、そういうふうな形で回数制限でいくしかないと思うんですね。豊かだから補助を出さない、貧しいから出すというふうな形は、ちょっと計算ができないような気がしますけれど。回数制限はいいと思えますけど、私の個人的な考えとしては。でも、3回、4回利用された方はどうでしょうね。そのクラブでは1回か2回ですから、せいぜい。

委員 でも、4施設ありますから、一番人気のあるのは湯河原の杉菜でしょう。そうすると、富士学園とか弓ヶ浜へは余り足が向かない。そのバランスがやはり問われると思う

んですね。ですから、これはもう、区民の財産ですよ。ですから、平等に還元しなきゃいけないんですけどもね。

委員 できるだけですね。

委員 ですから、先生が今おっしゃったように、金額を含めまして利用しやすいように考えていかなきゃならないなという工夫は大事だと思うんです。だけど、自己負担を軽減するためには、継続していく方がいいんじゃないかなと私は思いますけれども、いかがでございましょうか。

委員 何か一部の特定の方が使われる傾向があるということなんですが、ちょっと、どういう施設なのかというのがイメージが持てないのでわからないんですけども、施設の構造上、何か普通、家族向けでは使いにくいとか、そういうようなことというのはあるんでしょうか。特定のそういう層に集中して、そういうことがあるんでしょうか。時間的に行けないということもあるんでしょうけれども。

事務局 確かに利用の状況を見ますと、湯河原の杉菜が圧倒的に多くて一万五、六千人ということで、ほかは、少ないところだと富士学園など3,000人もいかないような状況になっています。それで、富士学園と弓ヶ浜クラブにつきましては、学園ということで林間学校とかに使っていたような施設というのが現実ですので、確かに部屋が合宿部屋のよ様な大きいものも多くありますし、湯河原についてはもともと保養施設でしたので、施設もすぐれているという差は確かにあると思います。

委員 ちょっと、この補助金とはそれちゃうかもしれないんですけども、将来的にそういう施設を使いやすいとか、何らかの形で改修するような必要が出たときには、基本的には、これは、じゃあ、事業者が負担するというような形なんでしょうか。それとも、幾らかは区がお金を出すという形なんでしょうか。

事務局 大規模修繕につきましては、修繕については契約により区が負担ということになっているんですが、レベルアップ、改良につきましては、基本的に業者負担という取り決めになっております。

会長 よろしいでしょうか。基本的には、この補助金につきましても適正化の方向で、区の方からお示しいただいております継続の方向ということですが、その補助金の出し方については、回数制限やあるいは経営状況などを見きわめた補助金の出し方も考えられるのではないかとということで、少し考えさせていただいてはどうかというご提案で、これも一通り、ほかに何かございましたら出していただきたいんですが、よろしいでしょうか。

(なし)

会長 では、次に、三つ目の補助金に行きたいと思いますので。三つ目は、次の4番目と一緒にしていただいた方がよろしいですかね。

事務局 3番、商店街空き店舗活用事業費補助金について説明。

委員 よろしいですか。空き店舗ということなんですけれども、実際その空き店舗がどのくらいあるかというのは、データとして区の方で集計して、具体的にどういう空き店舗があるかというのはちゃんと周知できるような状態になっているんでしょうか、これは。

事務局 ちょっと、今、数字を持ってきていないんですけど、区としてはその全体の数は把握しております。

会長 この3番目の方の補助金に関して3件とあるのは、別にここがあいているからという形でやっているわけではないということですね。何か実際に申請があるときに、あそこの空き店舗を使いたいから出てくるものを3件、ここでその補助金を出しましょうという話なんですね。

事務局 予算上の数として、3件みているということです。

会長 予算上としてそうだと。

委員 さっきのコンテストの見直しという件だったんですけど、ちょっと何か僕はそういう商売の方じゃないのでよくわからないんですけども。ただ、例えばアイデアを出してもらって、いいアイデアだからそれに補助しましょうというのだと、例えばアイデアというのは、普通、店舗とセットでやらないと、つまり地域によってビジネスが受けるのかどうかという問題になってくると思うんですよね。だったら、どこか一つ行政の方が指定するのも問題だと思うんですけども、例えば幾つか空き店舗をリストアップしておいて、この中で応募する人に、ここの店舗でこういうことをやりたいとか、そういうのでやった方がむしろいいんじゃないのかなという気はするんですよね。どういうビジネスが受けるかというのはその地域によって多少違うと思うので。だから、アイデアだけに出すというのは、ちょっと危険なんじゃないのかなという気はしましたよね。

会長 補助金の話とはちょっと違ってくるんですが、さらに言うと、そういう空き店舗も何かばらばらとやるより、やっぱりその商店街なりなんなりとの連携とかも必要でしょうから、とかいような話にもなっていくのかなという気はするんですけども。ちょっとそこまでいくと立ち入り過ぎかもしれませんが、ただ、この補助金の実効性ということを見ると、少し全体の、制度そのもののあり方もしっかり考えないと、これだとやは

りそのまま続けても、なかなか難しいんじゃないかなというのが、素人ながらの直観であるんですけども。いかがなものかなと。

委員 もうちょっと言わせていただくと、3番の方なんですけれども、ここを、例えば空き店舗をだれかが見つけてきて、ここで何かやりたいから補助してくれということなんですけれども、やっぱり例えば補助を出すだけじゃなくて金融機関の融資とか、そういうトータルで、何かアドバイスするような形で、積極的に区の方で何か関与するのかどうか。または、そういうことができるような形の枠組みをされているのかどうかという。むしろ、そういう形で、もう少し積極的な取り組みが、もしされていないのであれば、すれば、こういうような実績がつかれるんじゃないかなという気もするんですが、その辺のところはどうなんでしょう。

事務局 アドバイス等につきましては、コーディネーターの派遣制度ですとか、それから、商店街全体になりますけどアドバイザーの派遣の制度ですとか、そういったものは幾つかメニューとしては持っております、区としては。あと、資金融資についても別個、この空き店舗の活用も補助金ではないんですけども、これとセットで空き店舗活用のための融資の利子補給という制度は、セットで一応考えております。

会長 利子補給については、補助金という形はとってないですかね。

事務局 補償補てんという形で、補助金ではなくて金融機関への補給という形をとっております。

会長 そうですか。ちょっと、その点も気になっていたのです。

こういうふうに個別の事業の中の補助金の部分だけとってくると、我々としてもなかなか理解しにくいところがあって、恐らくそういういろんなつながりがあるんだろうとは思いますが、これは事務局にちょっとお願いですけども、次回以降、少し、事業全体像がわかるような資料もあわせてご用意いただければなというふうに思います。

ほかに、現在の今の3番、4番につきまして、ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

委員 16年度から実施しているようでございますけれど、実績がないということですので、また17年度の現時点での見込みはどうかということと、また問い合わせなどがあるのかどうか。周知方法に問題がないのかも考える必要があるんじゃないかと思えます。それで、17年度の支給見込みがないのであれば、こうした補助金での空き店舗対策は継続する必然性が乏しいのではないかと思いますので、私なんかこれを廃止にしてもいいのかなという、極端な話になっちゃうんですけど、どうでしょうかね。ですから、4と一緒にして

と思うんですよ。

会長 3、4を一緒にしようという方向での見直しということですよ、4番については、

事務局 4番につきましては、プランコンテストに組みかえをして、3番については、一応継続という案でございますが。

会長 空き店舗を活用するというのは非常に大きな、いろいろなところでやっている流れとしてありますので、それでうまくいっているところもいっていますし、今回のこれに関してはPR面でやや問題があったんじゃないかと。事業そのものからいえばですね。ということだろうという気がするんですけども。

委員 私も長く住んでいますけれど、阿佐谷のパールセンターを見ましても、昭和30年から来ておりますけれど、やはり親子何代でつくった老舗がたくさんございましたよね。それで、やはり住民との、お買い物をし、買ってもらう、買う方ということで、すごくうまくディスカッションができて親しみがありましたけれど、今、貸し店舗で入りますと20日も借りていないですね。10日、1週間ぐらい借りると、また変わってしまう。文化的な、いろんな意味で、地域性というかな、いいところが何かなくなってしまう。何か若い層ばかりが右往左往している。若い人がいるから悪く言っちゃいけませんけれど、そういうような感じがしますので、落ちついて町を歩くことができないような気がいたします。現実にそう思っているんです。ですから、商店街の方も大変な、経済的に成り立つのは大変だと思うんですよ、お店を持っているために。だから……。

会長 これに入ってもらふ事業者は、例えばもう何年間かはここで事業をしてもらうとかいう条件はあるんですか。今言われたように、例えばよく1週間ぐらいで、スペースだけ貸すようなのがありますが、そういう話ではもちろんないわけですよ。少なくとも1年はいてもらうとか、2年以上事業をしてもらうとか、そういうことはあるんですか。

事務局 1年以上ということになっております。

政策経営部長 よろしいですか。ここは我々からしても正直言って非常に難しい分野でございます、3番と4番なんですけれども、関係があるんですが、実際にはちょっとそれぞれ成り立ちが違いまして、4番の方はコミュニティービジネスをどう進めるかという、そういう切り口から生まれた補助金だったんですね。それが、なかなか難しい、と。そのきっかけとして何が必要なんだろうというので、このコンテストということを考えてわけですが、下の方の理由のところ、先ほどちょっとご質問にありました、優秀な事業プランを賞金などで表彰云々というところは、これはまだ、区として、こういう方向でいこう

というふうに意思決定されていない段階で、アイデアとして所管の方で、こういうような方向でいくのがいいのではないかと出てきているという現状なんですね。

もう一方の、この3の方が空き店舗の活用ということで、これが一番典型的な空き店舗活用なんですけど、やはり難しいのは、やってみようという、そういう方があらわれたか、あらわれないかという問題もあるんですけど、やっぱり商店街としてどう対応するのかと。商店街としてやっていこうというような意思というか、意欲というか、そういうことが生まれてくるかどうかというのが、大きな影響を持っているのかなというふうに思っています。

ですから、この点について、今の時点では、3についてはもうちょっと努力していきたいなというふうに思いつつ、4の方では少しこのままではまずいので、少し再構築というか変えて、考え方を整理していかなくちゃいけないなという段階で、本当にこういう方向でやっていきたい、やっていきますというふうに言い切れればいいんですけども、今の現状はそういうところというのが率直なところでございます。

委員 このまま継続というお話として、利用実績が出た場合にこの補助限度額100万円というのが、実際に空き店舗を使って、この100万円をもらえるから事業として成り立つというふうに考えて出店したかどうかという調査もお願いしたいと思います。この100万円をもらえたから1年間以上事業をしなきゃいけないと。しかも補助割合3分の1ですから、少なくとも300万は設備投資して、家賃等を払って、人件費とかいろいろ経費もかかると思いますので、果たして100万円がどれだけの効果を持つものかということを検討していきたいと思っています。

会長 よろしいでしょうか。

ということで、3番につきましては、基本的にはこの適正化の方針で示されているような継続という方向で、幸か不幸か別にむだに使われているわけではなくて、今のところ実際に利用者がいないということですので、実績を残してもらうように努力していただくということで、4番目については再度練り直していただくという方向で、ということの一つの結論とさせていただきたいと思います。

それでは、次に5番ですね。お願いします。

事務局 5番、体験型農園管理運営費補助金について説明。

委員 今お話を伺いまして、大変好評ということで聞いておりますので、農園提供者との経済的負担を軽減して、多くの区民の体験、機会を確保するために継続するべきではな

いでしょうかと私は思いますけれど、いかがでしょうか。

会長 はい。ほかの方はいかがでしょうか。

委員 すみません。整備を700万円で行って、今、1園開園していて100区画抱える予定ということですか。それで、申し込みが区民の方から、そこで1区画借りたいというのが6倍もあったと。

事務局 はい、そうでございます。

委員 そうすると、区民としては年間3万円を払って、区として1万円補助して、農家としては4万円もらうということですか。

事務局 はい、そうでございます。

委員 これ、1万円補助をしなくて、区民が4万円負担したとしたら、応募は減るんでしょうかね。何かわざわざ補助しなくてもいいような気もするんですけど。整備だけしてあげればという気がしたんですけど。

事務局 区民の方が応募する動機づけ、区もこれだけバックアップしているんだよということで、ある意味……。あと農家の方が、区が安定的に助成金を出していただくということで、一步体験型農園に踏み出すという動機づけにはなると言えるかなというふうに考えます。

委員 そういう形のものですね。

会長 実際にこの補助金が適用対象になるのは、この1園あって、さらに今後何園もふえていくということはあるんでしょうか。

事務局 今のところ、そういうふうに提供してくださる農家の方がいれば、拡充という方向も考え得るかと思うんですが、現実的にはまだ農家の方が提供を実際にしてくれるという話がないものですから、1園ですね。ほかの自治体を見ましても、練馬と調布などで行われているんですが、まだまだ、この体験型農園という形自体が、そう広くは進展していない状況です。

会長 これ、農家の方にとってもかなり大変でしょうし、一つは杉並、これ、当然、区内ですから、それほど農地があふれてあるわけではないので、今後どれだけふえていくかということになると、先ほども言われたように、動機づけということであれば、ある程度年限を区切るなりなんなりということも、もしかしたら考えられるのかもしれないと思いますが。そこら辺ちょっと、どういうふうにか考えるかという点はあると思いますが、基本的にこういう体験型農園を整備するということはあり得るわけですが、管理運営の経費、

これをどこまで、どれだけ継続的に補助していくかというのは、一つ論点としてはあり得るかもしれませんがね。

委員 これは、応募されている方というのは、例えばお子さんがいる方とか、そういう。具体的にどういう方が多いんでしょう。

事務局 実際に作業するのは土日ですとかですので、ふだん働いている方も当然対象になりますので、普通のサラリーマンとか、いろんな方がいらっしゃると思います。暇だからという方ではないと思います。

委員 でも、年配者がやはり多いんじゃないんですか。定年になられた方たちが。

事務局 ちょっと年齢構成は把握していないんですけど、そういう可能性もあるかもしれません。

委員 例えば、6倍もいるわけですから、ある程度もう少し何か、広く一般というのものの考え方だとは思いますが、もう少し、例えば政策目的をはっきりさせてもいいんじゃないかなという。それが結果的に、応募すれば当選する確率も高くなるというような見方も一つできるような気もするんですけども。子供に対して、例えば親子でやるとか、そういうのは、例えば学校でもやるのかもしれませんが、そういったことと重複してしまうかもしれませんが、例えばそういうような考え方であるとか、もう少し、一つは、例えば、こんなに6倍もいるのであれば、ある程度、区として政策目的をもう少しはっきりして、アクセスできない人も出てきちゃうかもしれませんが、それも一つの手なのかなという気もしますけどね。そうすると、もっと明確な意思が区としてのあれで、出るような気もしますけど。もちろん、それはそれで、また問題あると思いますけどね。

事務局 農業に親しむという意味では、ほかに、例えばふれあい農業ですとかいって農場を実際に見学したりですとか、あと農業ボランティアさんの募集ですとか、幾つかいろんな仕組みを用意はしておりますで、この体験型農園というのは、本格的に実際に農家の方と同じ作業を年間を通してやるというところを、区としてはちょっとポイントにして考えている事業ですので、その辺がちょっとほかのメニューとは違う部分なのかなと思います。

会長 ほかにいかがでしょうか。

非常に人気のある事業だということはよくわかりましたので、それだけにこの補助金のあり方というの、少し工夫できるのか、あるいは政策目的というものをもう少し絞れるのかということで、若干ちょっと論点があるということで、この5番目については、一た

んこういう形にさせていただきたいと思います。

次に6番の方に行きましょうか。お願いします。

事務局 福祉サービス第三者評価事業補助金について説明。

会長 いかがでしょうか。

福祉サービスに関する第三者評価というのは、非常に重要な点ですけれども、むしろ50件だけでいいのかどうかという気もしなくもないんですけど、私が思うところには。これ、実際にこの評価を受けるための経費というのは、具体的にどのような経費がかかるのかというのと、実際に額としてどれぐらいの経費がかかるのかという点はいかがなんでしょうか。施設の規模とかによっても違うと思うんですけども。

事務局 大きな特別養護老人ホームなんかは、東京都が直接補助をされているようですが、個別の、杉並区内ですとヘルパーステーションですか。あとは保育所関係が対象になっておりますが、基本的には、例えば保育所でしたら保育にかかる経費全額、人件費なんかも含めたものを対象にするというふうに聞いております。

会長 はい。この1件当たり、例えばグループホームや保育所、60万とかというのは…

事務局 すべて賄い切れるというのではなく、ほぼ倍近い金額がかかるというふうに聞いております。

委員 この利用者というのは、こういう評価基準というのを参考にしているんですか、利用するに当たって。

事務局 ヘルパーステーション等は、数も多いものですから、こういうものを参考にしているとは思いますが、なかなか結果の周知が機構のホームページ等だけになっておりますので、すべてがということではないと思うんですね。区も、今後、結果を積極的に公表していく必要があると考えております。

会長 補助金を出す以上、そういう、区の方で第三者評価を受けたかどうか、その評価結果はどうであるかということを利用者の側に知らせていくような仕組みをつくっていかないといけないと思いますし、また、それが第三者評価をより利用するという方にもつながっていくと思うんですが。基本的には、これに関してはよろしいでしょうか。

委員 これ、もちろん、今おっしゃっていたように、審査を受けるようなインセンティブを持たせるというのは非常に重要なことだと思うんですが、あと例えば、これ、予算額と決算額に乖離が出ていますよね。そうすると、例えば、数をふやすというのも一つの考

え方だと思うんですが、これだけ乖離があるのであれば、もう少し金額自体をちょっと上げるとか、そういうような考え方というのはどうなんでしょう。数がなかなかふえないのであるなら、もう少し受けやすいような形で補助の率を　そうか、でも、これは東京都との絡みで、変えられないんですか。どうなんでしょうか。

事務局　金額自体は、あくまでも東京都の基準を参考にしているだけでして、区が多少持ち出せば、金額をふやすことは当然可能だという形になります。

会長　これ、実際には人手とか、審査を受けるのに準備作業とか、そういうのにかかってなかなかやりにくいとか、そういうことはないんですか。私はよくわかりませんが、個別の事情としてはどうなんでしょうね。そうすると、やや補助金の話から外れてしまうかもしれませんけれども。

事務局　利用者がやはりこれを参考にしていない部分がまだ、多分大きいんだと思うんですね。ですから、事業者の方もまだ必要ないんじゃないかと考えているところ、当然自分で持ち出しの金額も多少ありますので、その辺のところをうまく周知していくのが、やっぱり課題になるのかなと考えております。

会長　この補助金をより実効性あるものにするためには、その部分をきちんとしていかなきゃいけないということで。それもあわせてということで、基本的にはこの補助金の考え方についてはよろしいでしょうか。

(なし)

会長　それでは、次に7番目に行きましょうか。

事務局　心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者交通費等助成について説明。

会長　いかがでしょうか。

給食費については、これは民間に対しても……。

事務局　支援費の対象になってございますので。

会長　支援費の対象になっているわけですね。ここは共通していると。

いかがでしょうか。これについては、特にご意見はないということでよろしいでしょうか。

(なし)

会長　それでは、次に8番目ですね。お願いします。

事務局　家族介護者ヘルパー受講料助成金について説明。

会長　ありがとうございます。これについてはいかがでしょうか。

この、時期を定めて廃止することは可能となっているんですが、いつごろの時期にというようなことは、まだ検討はされていないのでしょうか。

事務局 まだ、ちょっと検討はしてございません。

委員 時期を定めて、廃止の時期は決めないと言っても、縮小ですよ。そういうのを考えるというの、例えば17年度は16年度と同じ予算額になっているわけですよ。そうすると、17年度については、もう、やっぱりこれ以上はできない。17年、18年というの、もう少し減額方向にシフトしていくという形はとれないんですか、今の現段階では。

事務局 介護保険法の改正の最終的なあれがまだわかっていないというのが実情でございます。ただ、新予防給付という形で、要支援の部分については介護給付が受けられないというのは事実のようでございますので、早い時期でやっぱり減額していくのは必要なとは思いますが、まだ時期については所管の方でも確認はしていないと、検討はしていないということでございます。

会長 これ、例えば、都の方は何か、こう考えているとか、そういうのはまだ聞こえてこないんですかね。同じようにやはり、そういう介護保険法の見直しに合わせて、将来的には少し減らしていこうかなとかですね。

事務局 まだ東京都の方でも、この補助金は「介護予防・地域支え合い事業」という名称の補助金でございます。これにつきましても、区が介護保険の中で実施していく事業だと、介護予防についてはですね。ですから、逆に、この部分が介護保険法の事業の中に取り込まれるという可能性も出てくるんですね。それにつきましても、まだ所管の方で検討中でございますので、実際にこの補助金がどういうふうになっていくのかというのは、まだ見えない部分が多々あるということでございます。

会長 あと、それから、13年度は受講者が13人いて8名、14年度は20名のうち16名ということですけど、これはいずれも区内で訪問介護員として働く、と。これ、区内で働いていない人がほかのところで働くとか、そういうことはないのでしょうか。そういう場合はどうするのかとか、いかがなんでしょうか。

事務局 そこまでは想定している補助金ではないんですね。まだ実際には、ほとんどの方が家族をご自宅で見られているというのが現状だということを知っていますので、実際に介護の必要がなくなったという方については、ほぼ、ほとんどが登録されているということでございます。

この制度は、補助金の関係もありまして、国の制度から始まっているものでございます

ので、その辺のところの見直しも当然出てくると思います。ですから、それを見た中で、また検討していきたいなというふうには考えてございます。

会長 今年度内には、もうはっきりするといいますか、国の方、介護保険法の方はもうはっきりして、それを踏まえて見直していくということになるんでしょうけど、今の段階はちょっと微妙なわけですね、なかなか。ちょっと、やや中途半端な感じはしますけれども。

何かございますでしょうか。

では、これについては、とりあえずよろしいでしょうか。

(なし)

会長 では、次に、同じく介護保険の関係ですかね。9番目はいかがでしょうか。それでは、ご説明をお願いします。

事務局 介護保険住宅改修支援事業補助金について説明。

会長 これもその前の8番目と同じなんですけど介護保険絡みなので、何かございますでしょうか。

委員 これ、ケアマネージャー以外の方々が、こういう住宅改修のプランをやったときに手当として出すということなんですけど、ちょっと状況がよくわからないんですけど、こういうような住宅改修の業務を、例えばケアマネージャーの方が、業務上ちょっと仕事量が多くて対応し切れないとか、そういうような事情というのはあるんでしょうか。

事務局 もちろん、そういう可能性もあると思いますが、実際に受ける方がPTとかOT、その方がもっと現状をよく知っている方がいらっしゃれば、そちらの方に書いていただいた方が、より詳しい内容のものを書けるとお思いますので、書くことは可能になってございますので、より現状、詳しい方に書いてもらうのが一番いいとお思いますので、こういう制度があるということでございます。

委員 それは利用者の方からも、そういうようなニーズが結構、声としては強いということなんですけど、では。

会長 恐らく利用者の方が、PT・OT、ふだんからいろいろ利用されているような方が家庭に来られたりして、よく状況もご存じでしょうからお願いしたいとか、そういうようなことがあるということですね。

事務局 そうですね。そういう形だと把握しています。これも補助金がありますので、国からの制度でございます。

会長 よろしいでしょうか。

(なし)

会長 それでは、次に10番目をお願いします。

事務局 外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金について説明。

委員 日本国籍を有する児童が外国人学校へ行っているんですか。

事務局 行くことは可能なんですけれども、その場合の補助は出しておりません。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 これは補助額が低いということなんですけれども、具体的にはほかの区はどのくらい出しているんでしょう。

事務局 今一番多いのが江戸川区なんですけど、こちらは朝鮮学校に対しては1万6,000円、それ以外に対しては1万5,000円、それから、大田区や葛飾区などで1万1,000円で、23区平均しますと7,800円余となっております。

委員 あと、外国人学校に行く場合に、例えば支給の対象として、親の所得とかそういうのは考えなくていいのかなという気もするんですけども、どうなんですかね。普通、日本人であれば、私立学校に行く場合に、やっぱりそれはお金のある人が行くと思うんですよね。そういうことであるなら、外国人だからという特殊事情があるにしても、やはり所得とかそういうことも考えなくていいのかなというのが、ちょっと素朴な疑問としてあるんですが。

事務局 我々の中で、担当レベルで話している中では、所得制限という話も一部出ました。それで、実際それをやるとした場合どうなのかというのをちょっと投げかけたところ、所得の状況を全員把握するとなると、事務的にはかなり煩雑になるのではないかという話が出ましたが、それが理由になるとは、その結論にはなっていないんですけども、そういったことは考えましたが、今の段階では他区もそういう所得制限とかはなくて、杉並としては現状の継続というのを、案としては考えたところです。

会長 外国籍の方であっても、所得証明とかは、当然、区内在住であれば、区役所はとれますよね。ですから、どれほど煩雑かというのが、どの点で煩雑なんですか。

委員 100名程度ですからね。煩雑だと言っても。

事務局 そうですね。所管の意見としては、そういうのがあったんですが、それは理由にはなり得ないのかなというふうに、我々のところも思ったところですが。

委員 ほかの区は、別に所得制限というのは設けていなくて、一律という形なんですよ。

うか。

事務局 はい。そのようです。

会長 額が低い上に所得制限まで設けると、やや突出するかもしれませんが、ただどう考えるかという点がありますね、これは。

ほかにはいかがでしょうか。逆に、額が低いからこそ所得制限を設けて、経済的に苦しい方にはより手厚くするという考え方は、十分考えられると思うんですけどね。

委員 そうですね。私もだから、所得制限と言ったのは、別に予算の額を減らせというわけではなくて、所得制限して本当に困っている人にもっとお金を上げたら、もっといいんじゃないかなということが選択肢としてあるんじゃないかなというふうに感じたもので、申し上げたんですけどね。

会長 ほかの点では。

委員 東京都の区の平均が七千幾らで杉並区が6,000円というと、一番少ないわけですよ。ですから、所得制限をすることによって、比較的生活の苦しい外国人に、もう少しの補助をできるというふうな形で、予算の枠内で、そういうふうな形をとれないかと思えますけど。

政策経営部長 今の件だけじゃなくて、議論全般にわたる話なんですけれども、いろいろ委員のご質問に的確に答えられない部分も幾つかありましたので、それについてはきちんと、もう一度整理させていただきたいと思っています。

それから、今の点などもそうなんですけど、ちょっとこの一番初めに補助金を制定した経過をさかのぼって当たってみたいと思うんですけど、基本的には、区立の小学校、中学校というところに通える対象者なんです、この補助対象となる児童生徒は。それが、区の区立の小中学校に行かないで、そういう外国人学校に行くということについて、それをどう見るのかという判断だったと思うんですね。ですから、その金額的にも6,000円と低い、それから所得制限についても導入していないという、いろんな沿革があったと思いますので、そういう点は改めまして、少し我々も気がつかないところが何点かありましたので、それを調べた上で、これはまた、今後の審査会の進め方にもよると思うんですけど、基本的には、今いろいろ出たご意見できちんとお答えできなかったものは次回までにお伝えできるようにしたいという中で、またご判断していただければというふうに思います。

会長 最後にちょっと、審査の仕方といいますか、お話ししたいと思うんですけど、ですから、今回も一つずつ区切ってやっていますけれども、そこで審査して結果が出たという

ふうには、まだしていない形になっておりますので。ちょっと、少しでも先に進めて、見
ておきたいと思うんですが。

では、次、11番よろしいですか。ご説明をお願いします。

事務局 文化財保存事業費補助金について説明。

委員 この中で、公開されていないものというものはあるんですか。

事務局 基本的にはないと思いますけれども。

委員 ちょっとよろしいでしょうか。この無形文化財、個人、団体とございますけれども、具体的な、個人、団体のご説明をいただけますか。

事務局 はい。無形文化財に関しましては、個人のものはございません。団体のものにつ
きましては、おはやしですか、阿佐谷のおはやしであったり、井草のおはやしであった
り、大宮前のおはやしであったり、そういったものでございます。

会長 これはまた別途、別のになるんですかね。これに含まれるんですか。

事務局 無形文化、民俗文化財の団体のものでございます。

会長 また、別の補助金ですよ。

事務局 そうです。

会長 よろしいでしょうか、これについては。

(なし)

会長 それでは、次、12番、お願いできますか。

事務局 幼稚園等園児の保護者に対する補助金について説明。

会長 今ご説明いただきましたけれども、子ども子育て行動計画を策定中、検討中だ
ということで、そこにも書かれていますように7月ごろに出てくるということですね。

事務局 そうです。

会長 ですから、それを踏まえた上で、また判断させていただいた方がいいだろうとい
うふうに思うんですけれども、ただ現状として、こういう形が出ていて、現状のところ、
その姿だといろいろな効果が比較的希薄になっていると。年収1,000万円を超える世帯のと
ありますように、所得制限の問題であるとか、あるいは、子供の数に対してどうするかと
か、いろいろな点があると思いますので、またそれは改めて検討させていただきたいと思
います。

何か、これに関連して、もし、今の段階で申し上げておきたいということがあれば、お
伺いしておきますが。よろしいでしょうか。

財政課長 補足をさせていただきます。

理由の欄にも書かせていただきましたけれども、子ども子育て行動計画、区の方で議論を始めたところでございます。これは、次世代育成支援対策推進法というのができまして、市町村でも、17年4月以降、行動計画を作成するということが義務づけられました。この行動計画、杉並区版の行動計画ということで、子ども子育て行動計画ということの検討を始めたばかりでございます。その中で特に家庭でお子さんを育てている方々の支援でありますとか、そういった観点を重視して、子育て環境をどうつくっていくかという面から議論を始めたばかりでございます。当然その幼稚園児の補助金なども、その議論の対象といたしますか視野に入ってまいりますので、そちらの方の考え方がまとまりました段階で、改めてこの補助金について、その行動計画をにらみながらご審議していただければと思いますので、そのようなことでよろしくお願いいたします。

会長 27のうちのまだ十幾つぐらい残って、これの残りの方の説明のために待機していただいた方に大変申しわけないんですけれども、ちょっとざっと、きょう12番まで見た感じ、いかがでしょうか。個々に見ていくと、やはりそれなりの時間がかかりますし、恐らく、これ、個人に対する補助金なので、まだ比較的イメージがつかみやすいんですけど、次回まで個人に対するのをおおよそやって、それ以降、団体の補助金に移っていきますが、団体になると、なかなか難しくなってくると思います。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この審査表だけで判断するのはなかなか難しいと。その事業の中で、どういうふうに位置づけられているかということも含めて、いろいろ資料の方を、事務局の方に用意していただくと。

先ほど松沼部長の方からもありましたけれども、いろいろな補助金によっては、経費というものもございますし、それに余りとらわれ過ぎてもいけません。余りそれを全く無視して我々が勝手に審査するというわけにもいかないということもございますので、そういったことも含めて、一通りこういう形で、その個々の補助金に審査表や今後はいろいろな資料なども突き合わせながら、ご意見、ご質問などをいただいて、それで、個人のところは個人で一通り見た後、審査という、具体的にやっていきたいと思いますが、審査そのものについてのイメージといたしますか、事務局としてはどうなんでしょうか。個々人に何か記入してもらうという形をとるといったことなんでしょうか。

財政課長 特にこちらの方の具体的なイメージというのはございませんので、会としてまとめていただければ結構でございます。審査表はこのような形で、個々の審査表ごとに

審査会評価という欄をつくってございますけれども、これにかかわらず、会の方でこういうことがよければということであれば、お任せしたいと思えますけれども。

会長 はい。恐らくこれを見て審査会評価とやって、それぞれ皆さんのご意見があるでしょうが、この場でこうやって出していただいたものを一たん事務局で整理していただく。議事録もつくりましますから。それを見た上で、さらに書き加えていただいて、個々人のものもあわせて、それでそれを集めた上で、また審査会としてこうしましょうと。皆さんからいただいたものをまとめる段階では、どうするかは私の方に一応ご一任いただいて、皆さんの意見を調整して、委員会としてはこうでしょうかと、また皆さんにお諮りすることは必ずいたしますけれども、そういう形で個々のものを審査していく。

ですから、例えばきょうのものに関して言えば、少なくとも次々回ぐらいまではかかってしまうというようなやり方で進めていかないと、これ、そう簡単に、審査結果って書けませんよね。ちょっと、今のところ、初回の印象としては、そういう進め方をせざるを得ないかなと思うんですが、皆さんの方でも、あるいはこういうやり方がいいんじゃないかということがあれば、出していただきたいですけど、なかなかちょっとまだ、きょうだけですとその進め方、まだしっかりイメージがわからないところがあるかもしれませんが、今のところそういう形でちょっと進めてみたいなというふうに思っておりますので、きょうここで言ったことで、もうそれで1件1件、今まで12番のところまではもう終わってしまったとは思わずに、もう少し復習なりなんなりをしていただくということになろうかと思えます。

そういうことで、事務局側としても、大体イメージとしてはそれでよろしいでしょうか。

委員 こちらの27枚の、これ、送っていただきましたけれども、先ほど要綱が出ておりますが、それはそれで結構なんですけれど、個別の審査をする以上、前もって関連します資料を送っていただくと進行がスムーズに行くんじゃないかと。よろしく願いいたします。

会長 第4回会合の日程再調整を、よろしく願います。

最初に、議事録について何かあればということでしたが、特によろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 では、ないようでしたら、これはもう確定させていただくということで願います。

きょう、個人の補助金の途中12番までやりましたが、残り13番から次回ということで、

よろしく申し上げます。

事務局の方から、ほかに何かございますか。

財政課長 いえ、特にございません。

会長 よろしいですか。

それでは、第2回の審査会を終了させていただきます。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。